

施設利用約款

第1条（適用）

この施設利用約款（以下「本約款」といいます）は、株式会社エヌ・エー・ジム（以下「当社」といいます）が管理運営を行うスタジオ「Pilates Nag Studio」（以下「本スタジオ」とします）の施設利用者に適用されます。

第2条（利用資格）

本スタジオは、次の各号の条件をすべて満たす方に限り利用できます。

- (1) 本スタジオの会員又は会則等の諸規定に基づいて利用が認められた方
- (2) 施設利用に支障がない健康状態で、自らの責任において利用される方

第3条（利用の方法）

- 1 施設利用者は、施設へ入館・入室するとき及び退館・退室するときに、本スタジオ所定の手続きを行わなければなりません。
- 2 施設利用者は、施設の利用にあたり、会則、諸規定及び施設内に掲示してある利用方法を遵守しなければなりません。
- 3 施設利用者は、施設の利用にあたり、本スタジオのスタッフ又は当社の従業員の指示に従わなければなりません。

第4条（利用可能時間）

本スタジオの利用可能時間は、本スタジオ又は当社が別途定める営業日、営業時間とします。

第5条（レッスン予約）

- 1 レッスンは、予約制です。
- 2 予約は、レッスン開始30分前までとします。
- 3 予約の取消は、レッスン開始60分前までにしなければなりません。
- 4 予約の取消の連絡なくレッスンを休んだ場合又はレッスン開始60分前を過ぎて予約を取り消した場合は、無断キャンセルとし、無断キャンセルが複数回あった会員は、予約を制限する場合があります。
- 5 前項の無断キャンセルは、会員種別で利用回数の定めのある会員につき、当該期間における利用回数にカウントされます。

第6条（レッスン受講受付）

1 レッスンが定刻に開始できるように入室してください。

2 レッスン開始5分前に受講受付を締め切ります。

第7条（利用の禁止）

1 第2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する方は、本スタジオを利用できません。

- (1) 会則その他当社が定める諸規定に違反し、又は違反するおそれのある方
- (2) 本スタジオの名誉、信用を傷つけ、又は傷つけるおそれのある方
- (3) 本スタジオの秩序を乱し、又は乱すおそれのある方
- (4) 伝染病、インフルエンザその他第三者に感染するおそれのある疾病に罹患している方
- (5) 暴力団関係者その他反社会的勢力に属する方
- (6) 刺青（タトゥー）のある方（但し、ワンポイントのファッショントトゥー等であれば、施設内において、他の方に目に触れないように衣服等で覆い隠せば利用できます）
- (7) 医師等により運動を禁じられている方
- (8) 心臓病、高血圧症、皮膚病、伝染病、精神病及びこれに類する疾患のある方
- (9) 妊娠されている方
- (10) 一時的な筋肉の痙攣や意識喪失などの症状を招く疾病を有している方
- (11) 飲酒、薬物の摂取等により、正常な施設利用ができないおそれのある方
- (12) その他本スタジオが施設利用を適当でないと判断した方

2 前項各号のいずれかに該当する方であっても、本スタジオの判断により利用を認める場合があります。

第8条（禁止行為）

施設利用者は、施設内で次の各号に該当する行為をしてはなりません。

- (1) 第三者やスタッフ、本スタジオ及び当社を誹謗中傷すること
- (2) 第三者やスタッフを殴打したり、身体を押したり、拘束するなどの暴力行為
- (3) 第三者やスタッフに対し、物を投げる、壊す、叩くなど恐怖を感じさせる行為
- (4) 第三者やスタッフを待ち伏せたり、つきまとったり、みだりに話しかけるなどのストーカー行為
- (5) 第三者やスタッフに対し、大声や奇声を発し、行く手を塞ぐなどの威嚇行為や迷惑行為
- (6) 本スタジオの施設、器具、備品の損壊や落書きや、造作、備品の持ち出し行為
- (7) 痴漢、のぞき、露出、唾吐きなど法令や公序良俗に反する行為

- (8) 無許可での写真、ビデオ撮影、録音や指定場所以外での携帯電話、スマートフォン、タブレットの使用
- (9) 物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動
- (10) 高額な金銭や貴重品の持ち込み
- (11) 刃物など危険物の持ち込み
- (12) その他本スタジオが会員としてふさわしくないと認める行為

第9条（施設からの退去）

施設利用者は、以下の場合に本スタジオのスタッフや当社の従業員より施設からの退去を求められたときは、従わなくてはなりません。

- (1) 本約款に違反し、又は違反するおそれのある場合
- (2) 本スタジオの施設内における秩序を乱し、又は乱すおそれのある場合
- (3) その他本スタジオが必要と認めた場合

第10条（私物の管理）

- 1 施設利用者は、施設利用中、自らの責任において私物の管理を行うものとします。
- 2 施設利用者は、施設内のロッカーを使用する場合、ロッカーの鍵を自ら保管するものとします。本スタジオはロッカー内の私物の保管について何らの保障もしません。
- 3 鍵を紛失又は破損した場合は、交換、修理代として2,000円をお支払いいただきます。

附則

本施設利用約款は、2023年2月1日から施行する。